

栃 木 県

出荷制限指示後の管理の考え方

－たけのこ－

たけのこの出荷管理については、関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、那須塩原市、那須町、日光市、大田原市の協力を得て、たけのこの出荷制限が指示された当該市町における生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町産のたけのこを扱わないこと、産地の市町を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町産のたけのこが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町以外から産出されるたけのこについては、地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生こしあぶら、野生ぜんまい－

野生こしあぶら、野生ぜんまいの出荷管理については、関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

なお、栽培されているこしあぶら、ぜんまいについては、出荷前に検査を行う。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、野生こしあぶらのお荷制限が指示された宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、茂木町、塩谷町及び那須町、野生ぜんまいのお荷制限が指示された日光市及び那須町の協力を得て、当該市町における採取者に対し、一切のお荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、お荷制限が指示された市町産の野生こしあぶら、野生ぜんまいを扱わないこと、産地の市町を確認のうゑ、適切な表示（野生、露地栽培、施設栽培）により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、お荷制限が指示された市町産の野生こしあぶら、野生ぜんまいが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

お荷制限が指示された市町以外から産出される野生こしあぶら、野生ぜんまいについては、地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

出荷制限指示後の管理の考え方

ウグイ（養殖を除く。以下、同じ。）については、栃木県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、ウグイについて出荷制限が指示された鹿沼市大芦川本流及び支流（ただし、荒井川本流及び支流を除く。）、また、那珂川町武茂川合流点より上流の那珂川本流及び支流（ただし、那須塩原市塩原ダムより上流の箒川本流及び支流を除く。）においては、①所属組合員にウグイを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、ウグイを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うこと、④ホームページ等への掲載を通じこれらを周知することを文書等により指導するとともに、必要な周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているウグイを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

3 その他

県内のウグイ生息各河川において、今後、早急に下記によりウグイの検査を実施し、実態を把握するものとする。

思川水系については、思川中流域、思川下流域、黒川、大芦川、永野川について、5月7日に分析し、その後も河川の上流・下流又は本流・支流等周辺の漁場の検査点数を増やし、継続的にモニタリングを行う。

那珂川水系については、矢組堰より上流の那珂川、荒川合流点より下流の那珂川、箒川、武茂川、荒川について、5月7日に分析し、その後も河川の上流・下流又は本流・支流等周辺の漁場の検査点数を増やし、継続的にモニタリングを行う。